

衆議院 法務委員会 議 録 第 六 号

平成十三年十月三十日(火曜日)

午後三時四十分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 奥谷 通君 理事 田村 憲久君

理事 長勢 甚遠君 理事 佐々木秀典君

理事 平岡 秀夫君 理事 漆原 良夫君

理事 西村 眞悟君

荒井 広幸君 熊代 昭彦君

左藤 章君 笹川 義君

鈴木 恒夫君 棚橋 泰文君

谷川 和穂君 谷本 龍哉君

西田 司君 松宮 勲君

山本 明彦君 渡辺 喜美君

枝野 幸男君 肥田美代子君

水島 広子君 山内 功君

山花 郁夫君 青山 二三君

藤井 裕久君 木島日出夫君

瀬古出起子君 植田 至紀君

徳田 虎雄君

法務大臣

内閣府副大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人 (金融庁総務企画局参事官)

政府参考人 (法務省民事局長)

政府参考人 (財務省大臣官房審議官)

法務委員会専門員

森山 眞弓君 村田 吉隆君 横内 正明君 中川 義雄君 増井喜一郎君 山崎 潮君 木村 幸俊君 横田 猛雄君

委員の異動
十月三十日
辞任

補欠選任

第一類第三号

法務委員会議録第六号

平成十三年十月三十日

吉野 正芳君 谷本 龍哉君
不破 哲三君 瀬古出起子君
同日
辞任
谷本 龍哉君 補欠選任
瀬古出起子君 吉野 正芳君
不破 哲三君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局参事官増井喜一郎君、法務省民事局長山崎潮君及び財務省大臣官房審議官木村幸俊君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田村憲久君。

○田村委員 自民党の田村憲久でございます。代表をいたしまして、御質問をさせていただきます。

と思います。

きょう総務省の方から、きょうの新聞ですけれども、九月の失業率の数字が出てまいりました。五・三％、非常に高い失業率。統計史上一番高いという話でありますけれども、ある意味では我が国に競争力が失われつつある、そういう数字なのかというのを裏返して感じるわけでありま

す。今回、このように商法改正という、今までの一連の流れの中の一環でありますけれども、なるべく企業として、お金でありますとか人でありますとか、物も含めてであります、いかに効率よく、よりうまく回していくか、よりコストを下げながら、そして意欲を出させながら企業を運営していくか。そういう意味では、改正というものはある意味で必要な部分であろう。

いろいろと昨今、商法改正を毎年のようにしております、なぜこれだけ小出しでやってこれらるのかなという部分もあるわけでありま

すけれども、今回この会社法制の全面的な見直しを検討されておられる、その経緯とそれから基本的な方針、さらには今後のスケジュール、まずもって法務大臣からお聞かせをいただきたいと思

います。

○森山国務大臣 先生御指摘のとおり、大変経済社会の変動が目まぐるしく動いておりまして、実は会社法制につきましては、会社分割法制の創設を内容とする平成十二年の商法改正によりまして、昭和五十年ぐらいのころから継続してまいりました全面手直しは一応一段落したというところであつたのでございますが、その間にも、なお新たな現象が次から次へと出てまいりましたものですから、経済界を初め関係各界から改正要望が寄

せられていく状況でございます。

そこで、法制審議会では昨年の九月に、会社法制を新しい世紀に見合ったものとするようにというところで改めてまた審議を始めまして、今まだ継続中でございますが、その中で、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、企業の資金調達手段の改善、企業活動の国際化への対応という四つの視点ということに重点を置きまして、大幅な見直しを行うということで審議をしていただいているわけでございます。

その中で、高度情報化社会への対応の具体化であります株主総会のIT化を主な内容としたします会社関係書類の電子化、そして、企業の資金調達手段の改善の具体化であるストックオプション制度の改善を主な内容とします株式制度の改善につきましては、特に緊急性があるということで、今国会への法案提出を別途として検討を行いまし

て、九月五日に法制審議会において要綱が決定されて、法案を提出させていただきますというわけでございます。

そのほかの事項につきましては、鋭意また御検討を進めていただきまして、来春の通常国会への法案提出を目標としていただいております。

○田村委員 質問通告しておりました二番、三番は、もう今の御回答の中ではお言葉をいただいたというふうに御理解をさせていただきます、第四問の方に移らせていただきたいと思います。

今回の改正の中で、今大臣がおっしゃられましたとおり、ストックオプション制度というものをかなり使い勝手のいいものにしていうことで、規制の撤廃といいますが、改正をなされる、そういう御予定であります。新株予約権というよう

シヨンというものを整備したというふうには私は理解をいたしております。

この概要もお聞きをいたしたいのですが、あわせて、ストックオプションというものを、新株予約権という中において、これの有利発行みたいな形で今回は定義をつけておられると思うのですけれども、こういうふうな形に変えられた理由といえますか、今までは個別具体的にストックオプションという制度を別個商法の中で概念として設けておったと思うのですが、今回は新株予約権という中の有利発行というように改正された、その真意というものはどこら辺にあるのか、お聞かせいただきたいのですが。

○山崎政府参考人 まず、ストックオプションがどのように変わったかという点を御説明申し上げます。

まず、ストックオプションにつきまして、現在は個々にいろいろな規制を設けているわけですが、その大部分が解消されるというのが大ざっぱな言い方でございます。

まず、ストックオプションにつきましては、新株予約権の有利発行と位置づけるわけでございますけれども、そして、株主総会の特別決議による授権があれば、新株の有利発行の場合と同じように取締役会の決議によって発行できることにしたということ。要するに、新株予約権というのは、ある将来の一定の期間で一定の価額によって買受ける権利ということになります。その段階で考えれば新株をもらうのと同じになるわけでございますので、機能的には新株の発行とはほぼ同じ役目をするという考えから、その横並びで同じような制度にしているわけでございます。

そして、新株の有利発行と同様の規制に服するというところで考えますと、現在、ストックオプションは定款の定めを要するというふうに言われているわけでございます。それで、その中で正当の理由を要するという旨の規定がございますけれども、これも新株発行の有利発行についてはそういう規定がございませんで、それと規定を合わせる

というところで、その点は廃止をしているというところでございます。

それからまた、新株予約権を与える者の氏名とか、これに与える株式の種類、数、発行価額、こういうものにつきまして、現行法では株主総会の決議を経なければならぬということになっているわけでございますが、これを株主総会の授権の範囲内で取締役会が定めることにするわけでございます。これも、新株を発行するときの手続のスキームと全く同じでございます。それと同じ並びにするというところでございます。

それから、ちよつと長くなって恐縮でございますが、ストックオプション、これを新株予約権の有利発行と位置づけたことから、結局、それを与える対象につきましては、必要性がある限りだれに対しても発行することができることにした。現在は、その会社の取締役あるいは従業員に限っているわけでございますけれども、これを限らないというところでございます。これは子会社の取締役や使用人でも結構ですし、また、第三者であります会社に貢献がありました弁護士あるいは経営コンサルタント、そういう者に与えても構わないということになるわけでございます。新株の有利発行、これもどれだけ発行するか、そういうものを決めてもらえば、あとは経営判断で、だれに渡すということ、これはできるわけでございます。これも新株の発行と同じような考え方に統一をするというところでございます。

それから、新株予約権の目的となる株式の数、それから権利行使の期間についても廃止をいたしました。現行法では、発行済み株式総数の十分の一というふうな制限されております。また、権利行使期間は十年間というふうな定められているわけでございますけれども、これはもともと、さきの通常国会で商法の一部改正が行われておりますが、金庫株法の審議でございましたけれども、その改正になる前に、ストックオプションにつきましては自己株式方式のストックオプションもあつたわけでございますが、自己株式の保有は極めて

制限的に解されておりました。その関係で、十分の一、それから十年間の行使とか、そういうものが横並びで限定されてきたということでございますが、さきの通常国会におきましてその限定がなくなりまして、それと同じ並びにするということから、廃止をしたというところでございます。

一たん、ここでちよつと切らせていただきます。○田村委員 今の御回答にありましてとあり、先般の通常国会で成立しました金庫株、あれが成立をしまして使い勝手がよくなつて、いろいろな制限を外したという話でございました。

現在の商法においては、ストックオプションに關しては規制があつて、例えば付与対象者、今も言われたとおり、会社の従業員でありますとか取締役に限定しておつたりとか、もちろんその付与する総数というものに対しても縛りをつけている。これは、かけているわけですから、それなりの合理的な理由があるんだと思うんですけれども、どういふ理由で現在にかけているんですか。

○山崎政府参考人 現在、新株引受権のタイプのストックオプションでございましてけれども、これが付与対象者が限られているわけでございます。これはもともと、将来の一定期間で一定価額で株券を取得することができる権利というものは、現行法の中では、社債とセットになった場合、新株引受権付社債というふうな形で、そういうセツトで認められているわけでございますけれども、その例外としてこのストックオプションがございまして、これは、新株引受権単独で一つの権利になるというものを例外として認めているわけでございます。

そういうことから、これが余り広がつてはまずい、要するに、物すごい例外的な制度として設けられたわけでございますので、これが広がらないようにということから、自分の会社の取締役と従業員、そういうふうに限るという規制が設けられたわけでございます。

○田村委員 付与できる総数に關しても制限をしておつたわけですね。それ自体も今回は外した。

一方で、金庫株という形で、原資といえますか配るべき株式を企業が取得しやすくなりましたから、そういう意味からしますと使い勝手がよくなつたという話なんです。当然これは、余りストックオプション自体を付与して権利を行使されるという形になりますと、株式が市場に非常にあふれてくる可能性がある。当然、株式が、需要と供給のバランスが崩れれば暴落するかも知れない。そういう問題点といえますが、憂慮すべきところもあります。そういうところに関してはどのような縛りをつけているのか、その部分はどのようにお考えになっておられますか。

○山崎政府参考人 確かに、ストックオプション、今回の改正案では数量的な縛りがなくなりました。御存じのように、会社が株式を発行する場合、授権枠がございます。全部を発行しているわけではございませんで、その枠がございましてけれども、最大限はその授権枠の範囲内ということでございます。

しかし、それでは大量に出し過ぎだということもあり得るかと思ひます。そういう場合には、これは株主総会の特別決議で承認をするということになります。そこで株主がチェックをするという形で、株主の保護が図られているということになります。

それからまた、この関係で、発行手続等に問題がある、商法上の違法があるというふうな問題になりますと、発行の差し止めという手続も設けているわけでございます。そういう形で不都合は是正をするというところでございます。

○田村委員 アメリカの方でも非常にストックオプションというのは使いやすく使われているわけでありまして、うまく、ある意味では企業の社員、取締役も含めて、やる気を起こさせるというんです。会社が利益を出して株価が上がれば自分たちの利益に直結するわけでありまして、非常にこれはいい制度であると思うんですが、同時に、この付与対象者を制限をなくしちやつたというのは、一方で、今もコンサル等々にこれで渡すこと

ができるという話がありましたけれども、株式のマナー化といいますが、そういうことになっていく可能性は非常に高いんじゃないか。

よくアメリカなんかで、どこまで本当の話かわかりませんが、企業をつくるのに、ベンチャーをつくるのにお金は要らないと。要は、株式を使ってどんどんそれをばらまいて、何から何まで株でやってしまふ。株が右肩上がりの間はそれでいいんでしようけれども、今アメリカはITバブルがはじけてああいう状況で、多分、ストックオプションなんか仮に権利を付与されても行使できずに困っている方々はたくさんおられるであろうなと思うのです。

そういう意味からしますと、日本の国にとって、こういうような株式のマナー化というのが世界の潮流といえますがアメリカの流れでありますけれども、そういうものに乗っていくかざるを得ないという部分もあると思うのですが、果たしてそこら辺の危機、心配点という部分に関してはどのようにお考えをいただいておりますか。

○山崎政府参考人 ただいまの点、御指摘の点についてお答え申し上げますが、現行法におきましても新株の有利発行という制度が認められておりますので、新株自体を、例えば会社の業績の向上に寄与した者に付与したり、資本提携先に付与することはもう既に Rowe されております。

今度、新株予約権につきましても、この新株の場合と同様に利用されることが予想されるわけでございまして、そういう意味で、何らかの経済的な対価に利用されるということ自体は、商法の規定に従って行われる限り、それ自体余り批判されることではないだろうというふうに思われます。確かに、株価が上がるという場合に、社会的な混乱とか引き起こすような暴落とかそういうような場合、これは、これ自体があるからということではなくて、株式市場全体の問題としていろいろ対策を講ずるという問題でございまして、これがあるからそういう問題が引き起こされると

か、そういうふうにとらえるべきではないんじゃないかというふうには私も考えているわけであります。

○田村委員 お金で払うものを無理やり株で渡すというふうなことはないわけでありまして、ある意味では、そこら辺のところは契約される方々は自己責任で考えていかねばならないという話であろうと思ひます。

さて、当然のごとく、ストックオプション制度が使いやすくなるという話でありますから、そうなる場合場合に絡んでくるのが税制の問題であろうと思ひます。現行の制度の中において、税制はどうなっておりますか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。まず、現行の商法のストックオプション制度でございまして、私どもの理解するところでは、社員の勤務意欲、士気の向上、それから優秀な人材確保により我が国企業の業績向上や国際競争力の増大に資する、そういった観点から、自社の取締役及び使用人に限ってその付与を認めている、そういうふうな理解しているところでございます。

これを受けて、この政策目的に着目いたしまして、これを支援する政策税制といたしましてストックオプション税制というのがある。税負担の公平にも配慮しつつ、一定の要件を満たすものに限りまして相当な優遇措置を講じてきていこうとございます。

具体的に申し上げますと、付与されましたストックオプションを権利行使した際に生じた経済的利益、これにつきましては、本来、給与課税、これは国、地方合わせまして最高五〇％の総合課税が行われるわけでございますが、それを行うかわりに、課税時期を株式譲渡した時点まで繰り延べる、さらに税負担につきましても、総合課税を軽い株式譲渡課税、これは国、地方合計で二六％の申告分離課税でございますが、そういうものに振りかえるということにしているわけでございます。

な経済的利益についてまで課税の繰り延べとか低い税負担とすることは、やはりこれは報酬や給与を現金でもらった方々との税負担のバランス等ありまして、課税の公平の観点から問題が大きいということ、こうした課税の公平の問題にも配意いたしまして、例えば権利行使価額の総額は年間一千万円以下とする、そういった一定の要件のもとで認めているというところでございます。

○田村委員 今回、規制が撤廃されて、付与者も原則自由という話になるわけでありまして、もちろん、これ、際限なく何もかも今のストックオプション税制を適用しろなんという話になりますとおかしな話になつちやいますから、そんなことを私も要望するつもりもありませんけれども、例えば子会社、それも一定の枠に適用されたような子会社になつておられる、そういう子会社に対して親会社がストックオプションを付与する、そして権利を行使するなんという話になった場合に、これは、グループとしてはやはりある一体性というものがそこにはあるであろうと思うのです。

ですから、そういう部分に関して、やはり税制というものを、今の税制のみならず、新しい制度に合わせたような形に枠を広げるといいますか、対象を広げるといいますか、そういう御検討をぜひともしていただきたいなと思うのですが、いかがでございますか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。税制につきましても、今回の商法改正により、付与対象者の拡大など、ストックオプションを見直したところを受けまして、どうやって税制を考えたいかということ、今先生からも御指摘ありましたように、ただし自動的にその対象者が拡大するものでない、私どももそう思っております。

具体的にお答えするのはなかなか難しいわけでございますが、やはり、あくまでもこれは政策税制でございますので、そういったことも踏まえて、その基礎となる政策の趣旨、目的、それから税制措置の効果、さらには先ほども申し

した税負担の公平、そういった観点から、私ども慎重に検討してまいりたいと考えております。

○田村委員 ぜひともよろしくお願いしたいと思ひます。

さて、続きまして、種類株式制度の見直しについてお聞きをいたしたいのですが、まず概要を簡単に聞かせてください。

○山崎政府参考人 概要について申し上げます。現在、種類株式として一定のものを発行することができるといふことになっております。例えば利益、利息の配当とか残余財産の分配、そういう点につき異なる内容の株式を発行すること、ことができることになっておりますけれども、この改正案では、このほかに、議決権を行使することができる事項について内容の異なる株式の発行もすることができるといふふうにも多様化したわけでございます。これは、企業が自己の判断で資金調達をする、その多様化を図つたものでございます。

こういう形で多様化を図りますと、どうしても使用数がふえてまいるといふことから、現在、発行済み株式総数の三分の一までに制限されておりますけれども、これを二分の一までに拡大するというのが第一点でございます。

それから第二点は、例えば、利益の配当に關しまして内容の異なる種類株式を発行するという場合に、配当すべき額につきまして、現行法ではその上限の額を決めるということになっておりますが、いろいろ景気が変動いたしますと、その利益も変わつてまいりますので、確定額でこれを上限とかされると非常に企業としても困る場合もございまして、柔軟性に欠くという問題もございまして、例えば配当可能利益の三〇％以内とか、あるいは国債の利率に準じたものとか、そういうふうな一定の基準を設ける決り方も許す、こういうふうにも多様化したわけでございます。

には議決権がないという者も出てまいります。そうなりますと、その種類株主の人たちにいろいろ影響がある事項が決められるときに、何も投票権がなくたっていいのかという問題もございいます。そこで、通常の株主総会の議決を経た後に、その利害のある事項については、種類株主の総会、ここでもう一回議決をするということで、いわゆる少数株主を保護する、こういうような制度を設けたわけでございます。

○田村委員 投資家といいますか株主自身と、それから企業といいますか、それぞれがうまく利害調整をしながらかつていける、そんな改正なのかなんというところをお聞きしながら思ったのですけれども、多分、こういうような改正をするためには、経済界からそういうニーズがいろいろとあったんではあると思うんです。

今、種類株で議決権を限定したというのか、決めた、そういうような種類株式というお話がございまして、具体的にどういうようなニーズがあつて、どのような種類の種類株式というのが考えられるのか、想定されるのか、今お聞きになられている限りで結構でございます。

○山崎政府参考人 典型的には二つ挙げられると思います。

一つは、通称で言いますと、トラッキングストックと言っているものでございまして、これは、配当額が会社のある営業部門の利益に連動するような株式ということでございいます。例えば、子会社がある場合に、子会社の利益が出た場合に、その範囲内に限って利益配当を親会社の株主に与えるとか、そういうような、ある部門の営業成績によつて変わってくるというようなものもございまして、これは大いに利用したいという経済界の希望がありまして、これがオープンになるということになるわけでございます。

それからもう一つは、いわゆる新規企業、ベンチャー企業でございまして、ベンチャー企業は、とにかく資産がなかなかございませんで、お金が欲しい、投資してくれる方が欲しいわけ

でございますが、余りこれをやってしましますと、今度は逆に経営権がなくなってしまうということもございまして、経営権は残したい、資金はいたしたい。それから、投資する方も結局、経営権というよりも、きちっとした配当をもらえたい、いわけでございまして、利益処分案とか営業譲渡、こういうものについては議決権をちゃんと与えてほしいけれども、それ以外はいいい、というふうなものです。これはお互いの利益のために非常にいいわけでございます、こういうものに利用されるということで、典型的なものを二つ申し上げさせていただきます。

○田村委員 今お聞きをいたしておりましたが、非常に企業が使い勝手がいいといいますが、今言われましたような部分では、ベンチャー企業が非常に動きやすい資金を集められるといいますが、そういう意味では非常に必要な改正であるなど改めて感じました。

先ほどのストックオプション、新株予約権の話にいたしましたが、この種類株の話にいたしましたが、それから、もう一点挙げております情報開示に関して電子化を進めていくという話にいたしても、これから日本の企業が世界の企業と戦っていく中においては当然必要でありますし、また、新規の企業が伸びていくためにはいろいろな意味で必要な制度が盛り込まれておるなどということを含めて確認をさせていただきます。

しかしながら、いろいろなところで話を聞きますと、会社法改正の改正が余りにも急速度で進んでおりますので、例えば、司法試験の受験生ももう戸惑つてしまつて、なかなか何を勉強したらいいのかわからないなどという話も聞かれます。そういう意味からいいますと、いかにこういう改正を、まあ、これに限ったことではございませんけれども、一連の商法の改正を周知徹底していくか、これが大変重要なことでありまして、制度を変えても、なかなか理解されなければうまく使われないという部分もございします。そこら辺、政府として、どのように対応をさ

れていくつもりなのか。これは、最後でございまして、大臣からお聞かせをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○森山国務大臣 確かに、おっしゃいますとおり、経済社会の変動が激しいものですから、会社法とか商法とかの変化、改正が相次いでおりまして、なかなか理解が追いつかないことは現実でございます。

特に、司法試験を受けようという学生さんなどの場合は、経験がほとんどないわけですので、実感を持つてわかるということが難しいと思えます。学生さんばかりじゃなく社会全体にこの知識が正しく伝わって、上手に活用していただくということが目的でありますので、できるだけ実務の運用がやりやすいような適切なPR方法を考えまして、一生懸命広報に努力をいたしたいと思っております。

○田村委員 どうもありがとうございます。よろしく願ひします。

○保利委員長 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。

私の方からは、まず、大臣に二点お伺いしたいと思ひます。

まず第一点目は、この商法改正作業ですが、来年に向けて全面的改正に取り組んでおられると先ほどお伺いしました。そんな経過の中で、今回、三点、ストックオプション制度の改善、種類株式制度の弾力化を内容とする株式制度の見直し、三点目は会社関係書類の電子化などを盛り込んだ本法案がある意味で前倒しして、今回、今国会に提出されたわけなんです、その理由として、田村委員の質問に対して、この三点は特に緊急性を要する事柄なんだというふうに先ほどお答えいただきましたが、その、まさに、特に緊急性を要するということをお尋ねしたいと思ひます。

○森山国務大臣 今回の改正法案の中で、株式制度の見直しに関する部分は、会社の資金調達に需要が拡大して、その方法が多様化している現状にかんがみまして、会社の円滑な資金調達を可能に

し、また新規企業の育成等に資するために、新株発行に関する規制の緩和、種類株式の内容の拡大、ストックオプション制度の見直しを含む新株予約権制度の創設などを行うとするものでございまして、特に、景気の長期低迷が続く現在の我が国の経済情勢のもとで、企業の活力を再生し、新規企業の育成を図るために、早急に実現するべき課題だというふうに考えます。

また、会社関係書類の電子化につきましては、これによつて、株主総会の招集通知をインターネットを利用して送信し、また、株主が議決権を電磁的方法によつて行使することが可能になるものでございまして、会社運営の合理化を図り、株主の権利行使の機会を確保するためにも、早急に実現する必要があるということでございします。

改正法は、平成十四年四月一日から施行を予定しておりますが、これは、平成十四年の株主総会からIT化を実現したいという経済界の強い希望によるものでございまして、この国会で改正法が成立いたしましたものと、株主総会のIT化がさらに一年以上おくれになってしまうことになるわけでございます。このような理由から、会社法の全面見直し作業を前倒しして、特に必要な部分について今回お願いしているということでございます。

○漆原委員 株主総会の決議を要する事項が含まれているということから、今回、この三点を前倒ししたということですね。

次に、大臣の本法案の提案理由説明において、こう述べられております。本改正が「会社の円滑な資金調達を可能にし、また、新規企業の育成等に資する」と述べておられます。一般紙も、商法改正でベンチャー企業の支援を急げという、読売新聞などで書かれておりますが、今回の改正を歓迎しています。

本改正案が、どのような意味で会社の円滑な資金調達を可能にするのか、また新規企業の育成等に資するのか、その辺をもう少し具体的に、大臣のお言葉としてお聞きしたいと思ひますが、いか

がでしうか。

○森山國務大臣 今回の改正法案は、企業の資金調達手段におきまして直接金融の比重が増している最近の状況にかんがみまして、株式制度の見直しとして、新株発行規制の見直し、種類株式の内容の拡大、ストックオプション制度の見直しを含む新株予約権制度の創設などを行うことを主要な柱といたしております。

このうち、新株発行規制の見直しは、新株の有利発行の決議の有効期間の延長等をするものでございます。また、会社が取引先等により機動的に新株の有利発行を行うことを可能にするというわけでございます。

種類株式の内容の拡大は、議決権を行使することができ、事項につきまして内容の異なる株式を発行することができるとするなど、種類株式の内容により柔軟性を持たせるものでありまして、特に、新規の企業が投資家との利害調整を図りながら資金調達を行うことを可能にするものでございます。

さらに、ストックオプション制度の見直しは、付与対象者や付与できる株式数の上限に関する規制を撤廃するものであり、資金繰りに余裕のない新規企業が弁護士や経営コンサルタントに報酬のかわりにストックオプションを付与することや、金融機関から個別融資を受ける際に貸出金利を軽減してもらうことを可能にするということも考えられます。

このように、株式制度の見直しは資金調達の円滑を図るものでございまして、特に新規企業について必要とされるというふうに考えます。そのような意味におきまして、新規企業の育成に資するということをお願いいたします。

○漆原委員 はい、大臣、ありがとうございます。

続いて、これは多分民事局長になると思うんですが、ストックオプション導入の現状について、調査室の資料によりますと、平成十一年度、二万四千四百八十八社を調べたところ、導入している

会社は八百二十六、導入検討中というのが二千三百三十二社、検討も行ってないというのが二万二千三百九十、これは実に九一%になるわけなんです。ストックオプション制度は日本の企業にまだ根づいていないのではないかな。それから、この導入の検討も行ってないという回答が九一・五%もあったというこの数字、数値について、どのようにお考えでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のとおり、全体から比べれば、導入している会社はまだ少ないという状況をあらわしているかもしれません。

ただ、現時点ではそうでございますが、この制度、我が国に取り入れてまだそれほど間がないわけでございますし、それから現在ではいろいろな規制がかかっておりまして、数量の規制もございまして、付与する対象者の規制とさまたげもございまして、まだまだ十分に使い勝手がいいものになっていないと言えない状況でございます。私どもとしまして、この規制を、一種の規制緩和みたいな形でございまして、緩和して使い勝手がいいものというところになればもともと使っているものではないか、そういう期待を込めて改正をしようというところでございます。

○漆原委員 法案の中身についてお尋ねしますが、まず新株予約権ということについてお尋ねします。

現行法は、新株引受権を発行できる場合は、新株引受権付社債とストックオプションの場合に限定してございます。新株引受権付社債は、これは会社の資金調達の手段として利用されてきたわけなんです。どんな利用状況になっておるのか、また、この新株引受権付社債ということでは利用上どんなことが不都合だったのか、この辺を質問したいと思います。

○山崎政府参考人 現行の新株引受権付社債でございます。これは、一般的に、直接金融を受ける方法として企業が発行するという、資金調達の方法として使われているわけでございますが、それ以外に、単独でストックオプションとして使われ

ているというところでございます。単独というのは、新株引受権だけで付与しているという形で一般的に使われているわけでございますけれども、これについて、現在、経済界からいろいろな指摘がございまして、

まず、新株引受権について、原則として社債と一緒になければならないということについては大変不便である。新株引受権を単独で利用することができないのか。それが利用できるならば、例えば個別の融資を受ける際にもこれを利用して有利な融資が受けられるとか、多目的に使える。これを何で一緒にしておかなければならないのかというところで、これを単独で発行させてほしいという希望がかなり強くなったわけでございます。

それからもう一つは、付与の対象者でございます。会社と、これにつきましても、会社、企業が統合をいろいろされまして、親会社、完全親会社とかそういうものができ上がっていくところに、自分の会社の取締役あるいは従業員だけではなくて、子会社の取締役それから従業員が非常にいい働きをしたという場合に、子会社の株式を与える、あるいは新株引受権を与えるだけでは、これは流通性がございませんで、親会社の株とかあるいは新株引受権を付与したいわけでございまして。ところが、現在ではそれができないというところになっていくわけでございまして、これが非常に使い勝手が悪い、実態に合っていないという指摘がございました。

経済界はどういうふうにしてそれを逃れていたかということなんです。逃れてというのは言葉は悪いんですけれども、どういう工夫をしたかというところでございまして、これは、新株引受権付社債をたん発行いたします、分離型のものを発行いたしまして、発行して間もなく社債の方を償還してしまします。そうすると新株引受権が独立して残るわけでございまして、これを、親会社の新株引受権を子会社の役員等に付与するという、いわゆる疑似ストックオプションと言われているわけでございますけれども、こういう形で

利用していたわけでございます。

そういう希望が非常に強かったということ、それから、特にベンチャー企業でございまして、発行済み株式総数が非常に少ないわけでも、発行済み株式総数が十分という規制がございまして、そういう中で、ストックオプションを付与する場合に十分の一という規制がございまして、これでは足りないということから、その枠を外してほしい、こういうような希望が上っております。そういうものについて今回いろいろ改正を加えた、こういうことでございます。

○漆原委員 わかりました。

今までは新株引受権は、社債とプラスした場合とストックオプションの二つの方法に限定されていたけれども、今後、この新株予約権という制度ができた場合にどんな利用方法があるのか。どのような利用方法が考えられるかについて御説明いただきたいと思います。

○山崎政府参考人 先ほど一部申し上げましたけれども、付与対象者の規制を外すということになります。子会社の取締役、従業員にも与えることができるという、その系列会社の中で有効利用ができるということがまず一つでございます。

それと、対外的な問題としては、顧問弁護士あるいは経営コンサルタント等、会社の経営上に必要な知識とか技術を提供してくれた方に差し上げるといふこと、それから、ある融資を受けるときに、低利で借りるといふようなために、新株予約権ですか、これを付与して有利な融資を受けられる、多目的に利用ができる、こういうふうな経済界としては要望しているわけでございます。

○漆原委員 スtockオプションの付与について、改正後は、今申されましたようにストックオプション付与の上限の撤廃。今までは発行済み株式総数の十分の一、これを授権枠の範囲内というふうに広げたこと。それから、付与対象者の制限を撤廃した。それから権利行使期間、これも十年間だったものを撤廃した。あるいは付与方法の簡素化。そういう意味で、これは大幅な見直し、規制緩和を行っているわけですね。二つの点で、

もう一度伺います。

付与の上限規制を撤廃することによって、実務上、企業やストックオプションの付与を受ける者にとつてどのような実益が考えられるのか。それから、付与対象者の制限を撤廃することによって、実務上、どのような実益があるのか。あるいは、どんなことを期待されているのか。もう一度まとめて御説明願いたいと思います。

○山崎政府参考人 数量的な規制がなくなるわけでご覧いただけます。従来、株式の発行数が非常に少ない企業におきましては、まだまだいろいろな利用ができるという形ではなかったところが拡大するという形のメリットは十分あるわけでご覧いただけます。その受け手の方も、それによってより一層働いて会社の業績を上げるということになりまして株価が上がれば、その段階で定められた価額の権利行使をすれば自分の方にもメリットがあるという形で、双方向的にメリットがあるということになるかと思ひます。

これにつきまして、いろいろ指摘されるところはございますけれども、最終的には授権の株式の枠内でございまして、それから三分の二の多数決という特別決議を経るわけでご覧いただけます。そういうところで株主の利益はチェックをする、こういうシステムになっているわけでご覧いただけます。

○漆原委員 次の質問にも踏み込んで答えていただいたのかなと思ひながら聞いておつたんですが規制が大幅に緩和撤廃をされることに伴つて、不当に過大なストックオプションの付与が心配されることですね。

この不当に過大なストックオプションの付与の防止、こういうことに対する監視あるいは情報の公開について、この改正法案はどんな措置を講じているのか、教えていただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 ちょっと先ほど先走つてお答え申し上げたかもしれませんが、まず、授権枠の範囲内であるということと特別決議が必要であること、その場合も、これは有利発行になる

わけでご覧いただけますので、特に有利な条件をもつて新株予約権を発行することを必要とする理由を開示しなければならぬということでご覧いただけます。現行法では正当な理由と言つておりますけれども、そこまで要するわけではございませんけれども、いわゆる合理的な理由、これを開示するということでご覧いただけます。そういう点でチェック機能は働いているというふうに理解をしております。

それから、こういう発行されたものにつきまして、これは登記上でもわかるということで、内容的にもいろいろなものが全部オープンにされるということでご覧いただけます。そういう点でチェック機能は働いているというふうに理解をしております。

○漆原委員 対象者も枠も大幅に拡大されたわけですね。しかし、今おっしゃつたように、現行法では正当な理由を要件としていた。それでまた、特別決議の対象としても、取締役あるいは従業員、氏名も特別決議の対象にしているわけですね。しかし、今回の改正法によれば、正当な理由も要らない、また、取締役あるいは従業員の氏名も特別決議の対象としていない、不要だということになっているわけですね。

そういう意味では、権限が広がった割には、逆にシステムとしては要件が緩和されているんじゃないかな。監視システム、情報の公開という観点から見れば、むしろ本来は強めなきゃならぬのが現行法より弱くなつていんじゃないかな、こんな印象を受けるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 現象的にはそういうふうにお感じになられるかもしれませんが、結局、この問題に関しましては一番のポイントが、新株予約権、これは現在の現行法でございまして、新株予約権、これは将来一定の価額で新株を発行してもらえる権利でございます。もう一つ、すぐに発行する場合の新株の発行がございまして、これは、時期が現在なのか将来なのかという点でございまして、最終的には新株を発行してもらえるもの、こ

ういうことにおいては変わりがありません。

そうなりますと、現在、新株の発行につきましていろいろな手続が置かれていたわけでご覧いただけますけれども、結局は、新株予約権というものと新株の発行の手続とは同じに考えていいのではありませんかというところで、例えば正当な理由を要するかどうかという問題につきまして、現在の新株の発行手続ではそこまで要求していません、その理由を開示するというシステムをとつております。それと合わせたわけでご覧いただけます。

それからまた、付与の対象者にだけだけの株を与えるかという点でございまして、確かにそういうような考え方も、現在非常に極めて制限されている中でとらわれているわけでご覧いただけますが、この辺も必ずしもそうでなければならぬというところはございません。その発行の枠、限度、これはきちつと株主総会で決めていただくんですが、だれにどういうふうに移すかということでは経営判断の一つという考え方も当然できるわけでご覧いただけます。現在、新株の第三者に付与する有利発行、この場合も、その枠だけを株主総会で決めていただくとして、だれに付与するかということとは取締役会の判断で行うというシステムをとつていたわけでご覧いただけます。それと同じ形にいた、こういうことでご覧いただけます。

それは政策判断、考え方の一つでございまして、それでなければならぬということではないというふうには我々は理解しております。新株の発行と全く同じような並びで考えたということでご覧いただけます。

○漆原委員 確かに、新株の有利発行の場合と同じ構成になつてはいるわけですね。

ただ、ストックオプションの制度を議員立法でたしかつたんだと思ひますが、そのときに、ある意味では非常に制限を、発行総数にしても対象者にしても行使年限にしても、あるいは正当理由にしても、ある意味で抑制的な議員立法、法律をつくつたわけですね。それにはそれなりの理由

があつたんでしようけれども、しかし、それによつても、今こういうふうになつて新株の有利発行と横並び、同じ法律構成にしても、株主の保護を害することはないんだということだと思ひます。

ただ、新株の発行、ストックオプションに対する考え方が、つづられたときと現在とで大きく変わったのか。特に自己株が全面解禁になりました、この辺の法改正によつてストックオプションに対する考え方も根本的に、制約的なものからオープンなものに変わつていったのかなという感じもするんですが、この辺はいかがでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに御指摘のとおり、このストックオプションにつきましては、スタートが自己株方式で行うものというところでご覧いただけます。自己株方式で行うものにつきましては、その保有自体が非常に制限的に考えられていたわけでご覧いただけます。その一態様としてストックオプションが入ってくるわけでご覧いただけます。ますます制限的に考えなきゃいかぬということで、思想はづつとそういう考え方がつづつてまいりました。新株予約権方式についても、その思想を引きづつていっているのが今までの見方だろうというふうには思ひます。

この通常国会で、金庫株法案でそのところが合理化されたわけでご覧いただけます。いわゆる自己株の取得、保有の制限というのを外したわけですね。別の形でいろいろチェックを設けるといふ形になりまして、そこがオープンになつたということ、それとの考えの並びでございます。この新株予約権方式のものについても同じ並びで考えてくるというふうになります。やはり抑制的なものから自由なものへと考え方が変わつてきているというふうには私は理解をしております。

○漆原委員 種類株の制度について聞きたいのですが、先ほど、議決権の制限株式としては、トラッキングストックとかあるいはベンチャー企業、こんなふうに使われるんだとおっしゃつていましたね。そのほか、この導入によつて実務上この二つ以外にどんな効果が期待できるのでしょうか。

特にベンチャー企業に関して、何か資金の調達に有利になる、こんなことが考えられますか。

○山崎政府参考人 種類株につきまして、ベンチャー企業はもとより発行済み株式数が少ない中で、それを新たに発行して、それに議決権があるということになりますと、どうしても経営の主導権がどちらにあるかという問題も出てくるわけでごさいます。ベンチャー企業は当初資産もなければ利益も上がらないという状況で続けて努力して、あるところで利益を上げていくということになるわけでごさいますから、どうしてもその間にはかなり辛抱を強いられるということになります。経営も安定しなければならぬということでごさいますので、これを利用していただければ経営の方の不安定さはなくなり、株が種類株でございすから、通常の株ではございせんから、若干相場としては安いかもしれませんけれども、少なくとも買い手があれば資金調達ができるということで、経営の安定にもつながるということでごさいます。

経営が安定した段階で、その種類株を変更して通常の株にして、経営参加をもうちよつと広げてやるということも可能になるわけでごさいます。そういう意味において、新規企業、ベンチャー企業においてこの種類株は大いに使い勝手がいいのではないかとこのように期待をしております。

○漆原委員 今回の制度では、極論すれば、普通株でも議決権のない、あるいは制限つき、議決権の全くない株式を普通株で発行できる。本当に、そもそもこんなものを買う人いるのかなと思うのですが、制度としてはそういう制度になった。選択肢を広げたということになるのでしょうか。けれども、ただ、私も局長も、商法を勉強したときは、株主の基本的権利というのは利益配当請求権と議決権だというふうには私に教わったし、多分局長も教わったんだらうと思うのです。そういう意味で、現行法は、議決権のない場合は必ず優先株に限るんだよ、優先の取り扱いを受けられないならば議決権が復活するんだよ、こう議決権と優先株

はリンクしているわけですね。

今回は、そういう意味ではこのリンクが全くなくなつて、全然議決権のない株でも、最大限過半数を超えない、二分の一を超えない範囲でぐつと会社としては発行できるんだ、こういうふうになったのですが、そもそもこれは株式の概念が今回の法改正によって全然変わるのかなというふう

に思うのですが、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、私も勉強したとき、御指摘の二つの権利があるというふうに習っているわけでごさいます。

これは最終的に、では普通株で議決権がないものとした場合でございすけれども、現在は優先株についてのみ議決権がないものとしておるわけですが、この優先というものの考え方なのですが、仮に一元でもプラスであれば優先になるわけでごさいます。一元とゼロ円、それだけの差があるかというところでごさいます。それで普通の株式も、株式の通常の配当はされるわけでごさいますので、それは得られるわけでごさいます。それがゼロと言っているわけではございせんので、その上の議決権がないものという形になるわけでごさいますので、私どもとしては、利益の配当が確保されていれば議決権を制限しても問題ではないというふうにごさいます。

また、この種のものについて、現在、例えば利益の優先配当をしない場合には議決権が復活するということが法で決まっておりますが、今回の改正案では、それを法で決めるのではなくて定款で定めて、ある事由が発生した場合には議決権を復活するということを定款で定めて、その事由が発生すればそれが復活するというのも設けておりますので、最終的には議決権というものを背景に持っているというところで、基本的な考え方が変わったのではないというふうにごさいます。

○漆原委員 時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○保利委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

きょう審議の対象になっております商法等の一部を改正する法律案としてその整備法でございすけれども、今回の法律改正というのはどういう位置づけに立っているのかということをごさいます。きょうというところで質問を用意したのですけれども、先ほど田村委員の方から同様の質問がありましたが、大臣が答弁された中で、いろいろな要因があつて法制審で審議をしていただくということの中で、今回の法律改正、特に急ぐものがあつたというふうなお話がありました。

その中で、企業の資金調達手段の確保ということが一つの大きな検討課題であつて、今回のストックオプションといふようなものも、企業の資金調達はより円滑にいたしますが、より多様化していろいろな手段を講ずるということで確保に努めようという趣旨でございすけれども、この説明になるんだらうと思うのですけれども、こうした新しい資金調達手段といふものを時代の流れに応じて検討していくことも大変重要であらうとは思ふのですけれども、では、既存の資金調達手段となつてゐるものについて本当に問題なく行われてきたのかどうかということについても、商法を担当する省庁としては常に見ていかなければならぬであらうと思ひますし、いろいろ問題が生じてゐるのであれば、それについてきちつとした対応をとつていかなければならぬというふうには私は思つてゐるわけでありす。

そういう意味で、今回、直接の法律改正の対象となつてゐるわけではないのですけれども、最近ちよつと話題になりましたマイカルの破綻に關しまして、マイカルが発行してゐた社債について非常に大きなデフォルトが生じてしまつたということの問題になつてゐるという、この問題について少し議論させていただいて、これからの社債発行制度に關する法務省、あるいは場合によつては金融庁のお考えも聞いてみたいという意味で質問したいと思ひます。

当然のことながら、マイカルの問題については皆さん御存じだと思ひますけれども、とりあえずちよつと申しますと、九月十四日に民事再生法の適用申請をしたわけだけれども、マイカルについては、公募で募集しました社債が約三千五百億円、特に、うち個人向けと言われているものが九百億円あるというふうに言われているわけでありす。これによりまして、新聞なんかを見ますと、ある第三セクターは百十億円も買つてしまつて、これのほとんどが焦げついてしまつてあらう、そういう状況に陥つてしまつてゐるということがありまして、一体これはだれに責任があるのかということも議論されているわけですね。

だれに責任があるかといへば、当然のことながら、買った人がちゃんと判断しなかつたのが悪いということであらうかと思ひますけれども、格付会社になんとした格付がされてゐたのか、あるいは証券会社が過度な販売促進行動みたいなことをしたのでないか、いろいろこういつたような問題があるわけでありすけれども、こゝは法務委員会であるので、私としては、社債管理会社といふものが商法で規定されてゐるものとしてこの社債の発行あるいは管理にかかわつてゐるわけでありまして、この問題について少し焦点を絞つてお聞きしたいというふうにごさいます。

このマイカルについてはどういふところが社債管理会社になつてゐるかといふと、必ずしも現在、我々が公衆の一人として見ることでございすものはたくさんないのでありますけれども、まだ一応、縦覧の対象になつてゐるものをちよつと見てみますと、銀行が四つほどありました。この銀行といふのは、社債管理会社という位置づけなんですけれども、他方で、実はこのマイカルに対して、あるいはマイカル・グループに対して多額の融資をしてゐる金融機関でもあるということでごさいます。私が承知してゐる四銀行について言つと、十三年の三月末で融資残高が千八百億円あるといつたやうな状況でございす。

そこでまず、質問になりますけれども、社債管

理会社、これは商法に規定してありますけれども、商法上、社債管理会社が負う義務、特に我々が関心があるのは、社債を購入した人にとってみれば、社債管理会社がしっかりしていれば防げたであろうデフォルト、あるいはデフォルトに陥ったときの、少しでも多くの金額を回収したいということになるわけでありますけれども、社債管理会社が負う義務というのは一体どんなものなんでしょうか。

○山崎政府参考人 商法上、社債管理会社につきましては、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他社債の管理に関する義務を負うというふうな規定されております。また、その管理につきましては、公平かつ誠実に、善良なる管理者の注意をもってしなければならぬというふうな規定がされております。

○平岡委員 抽象的に書いてあるだけで、具体的にどんな義務を負っているかというのは、そこを見ただけじゃさっぱりわからないということなのかもしれません。

私が今手元に持っているものの資料の中に、マイカルが出しました発行登録追補書類というのがございまして、これは昨年社債を発行したものに關して出されているものなんですけれども、これを見ますと、この中に社債管理会社と発行会社との関係がいろいろ書いてあるんですね。

例えば、この中に書いてある「摘要」という欄を見ますと、「特定資産の留保」というのがあって、社債管理会社というのが、この社債のために特定の資産を留保することができるという規定であるとか、あるいはその八項を見ますと、社債管理会社というのは、社債権者のために、社債管理会社の権限、義務を履行する上で必要であると認めるときにはいろいろな調査をするとか、あるいは書類の提出を請求するとか、そういうことができるようなことを規定してあるわけであります。

これについて、今、商法の中で書いてある抽象的な規定のもとでこうしたいいろいろな義務を社債

管理会社が負っているんだろう、責務を負っているんだろうと思うのですけれども、一体社債管理会社というのは、どういう具体的な義務を負っているのが通常なんですか。あるいは、このマイカルについて言うとか、どういう義務を負っているというふうに考えたらいいますか。

○村田副大臣 お答えをいたします。

御指摘のとおり、マイカルの発行登録追補書類の摘要欄に特定資産の留保等について記載をされております。特定資産の留保でございますが、投資家保護上開示すべき情報として定められているわけではございませんでして、マイカルが参考情報として記載したものと認識をしております。

○平岡委員 ちょっと今の確認したいのですけれども、参考情報として書いてあるということとは、社債管理会社は、ここに書いてあるような事項についての責任は負うていないというふうな理解するんでしょうか。

○村田副大臣 発行登録追補書類におきまして、募集の対象とする社債についての情報を記載する募集要項の新規発行社債の摘要欄に記載すべき事項は、内閣府令上具体的に定められてない、「摘要」というふうな書いているだけでありますので、先ほども申しましたように、マイカルが発行会社として参考情報として記載したものと認識をしております。

○平岡委員 いや、私の質問は、例えば社債管理会社と社債発行会社との間でこういう約束をしていますよ、こういう約束をしているから、これを見て、社債管理会社はちゃんと社債の管理をするということだから安心して買ってくださいという意味において、この摘要に書いてあることというのは、その裏づけとなる契約関係というのが社債発行会社と社債管理会社の間にあるのですかというのを聞いています。

○村田副大臣 例えば、ただいまの摘要欄の特定資産の留保の状況について申し上げますと、マイカル側が、社債管理会社と協議の上、同社が所有

する特定の資産を同社の他の債務に担保提供を行わずに当該社債のために留保することができるととされておまして、この場合マイカルは、社債管理会社との間でその旨の特約を締結するものとされていることは承知しているわけでございますけれども、この特定資産の留保につきましては、社債管理会社の責務として行うものではありませんで、あくまで発行会社側の事情で発行会社から社債管理会社に対して協議するものと聞いております。

いずれにしても、マイカル社債について言えば、マイカルが社債管理会社との間でそのような協議を行い、その旨の特約を締結したという事実は、私どもとしては承知しております。

○平岡委員 ついでに、第八項の「社債管理会社の調査権限」というのはどういうふうな理解したらいいますか。

ちなみに、時間の節約のために読み上げますと、「社債管理会社の調査権限」というところに書いてあるのは、

社債管理会社は、本社債の社債権者のために、社債管理会社の権限、義務を履行するうえで必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査を行うことができる。

こう書いてあるわけですね。ということとは、これを見た人は、社債管理会社というのは、自分たちの買う社債について、発行する会社について、何か問題があったらちゃんと調査してくれるんだな、もともと法律の中に自分たちの債権の確保をしてくれると書いてあるのだから、いろいろそれに必要なことをしてくれるんだなというふうに私は理解するのだと思うのですけれども、この第八項については、社債管理会社はこういう権限を持っているということ、社債発行会社と社債管理会社との間でそういう約束になっているというふうな理解していいのですか。

○村田副大臣 今読んでいただいたように、調査ができるというふうな書いておまして、先ほどの特定資産の留保と同じように、発行会社が社債管理会社との間でそういう契約をしたということは、調査をしたということは、我々は承知をしていないということでございます。

○平岡委員 私が申し上げたのは狭い範囲の具体的な例なんですけれども、こういうような内容のもの、どこまで契約になっているのか私もよくわかりませんけれども、商法を見ている立場として、社債管理会社はこうしなければならぬ、こうするものとして社債管理会社を用意するんだという商法で予定してあるもの、それについて、ここに書いてあるようなふうなものについて言えば、これで社債管理会社は商法で定められている責務をちゃんと果たせるものになっているというふうにお考えでしょうか、法務省。

○山崎政府参考人 先ほどから、具体的にどのような契約内容になっているかということは承知していないという答弁でございまして、私どもも当然その内容については承知する立場にございませんで、一般的な答弁はちょっと差し控えさせていただきます。

○平岡委員 法務省が承知していないということとは、社債管理会社がちゃんと社債管理会社としての機能、役割を果たすということについて、どこが見ていくのですか。だれも関知しないという世界に入っちゃうのですか、法務省。

○山崎政府参考人 この社債管理会社は、基本的には銀行と信託会社、それ以外にもございまして、けれども、そういうことで資格が決められておりますので、それぞれ、銀行法なり信託法でございまして、そういう所管をするところが全部権限を持つということになるかと思えます。

○平岡委員 それでは、今度は金融庁の方にお聞きしますけれども、今回のマイカルの破綻に際して、マイカルの社債管理会社としての、いろいろ、先ほど言いました金融機関がたくさんおられるわけですが、その社債管理会社としての金融

機関が、商法に定めている社債管理会社としての責務をちゃんと果たしているというふうな認識しておられますか、どうでしょうか。

○村田副大臣 私どもは、もちろん、先ほど御答弁申し上げたように、発行登録追補書類の摘要欄に一定の記載があるということは承知しておりますし、また、そうした記載について、社債管理会社それから発行会社との間で契約が行われたかどうかということも承知しておりますが、先ほど申し上げましたように、社債管理会社の責務としてそうした契約をすることがどうかというのを把握するということではないというふうな考えでおりますので、私どもは承知していないというふうにお答えを申し上げます。

○平岡委員 政府の中でも承知していないということになると、一体我々はどういうふうにしてこういう問題について取り組んでいったらいいのかというのがわからなくなってしまうのですよ。それだけ社債管理会社というのはいまいな存在になっているのかという気がして、この社債管理会社、もうちょっと法律的な位置づけを明確にしてほしいなということを、ちょっと感想として申し上げたいと思うのです。

さらに、もう少し聞いてみたいと思うのですけれども、実は、この社債管理会社について言いますと、商法の三百十一條ノ二の二項に、社債管理会社が自分の債権について社債発行会社から担保の供与とかあるいは債務の消滅に関する行為を受けた場合、その後三ヶ月以内にその社債を発行した会社が支払いの停止をするというふうなことがあったときには、社債権者に対して損害賠償をしなければいけない、こういうくだりが実はあるわけなんです。

先ほど言いましたように、今回の社債管理会社というのは、マイカルに対する融資をしていた金融機関がなっているというふうなことでありまして、事実関係をちゃんと確認したいのですけれども、マイカルの民事再生法の適用申請は九月の十四日でありました。ここで一応支払い停止という

ことになってくるのだらうと思いますけれども、それ以前三ヶ月以内に、マイカルからこれらの社債管理会社となっている金融機関はどの程度の債務の返済を受けているのでしょうか。

○増井政府参考人 お答えいたします。マイカルの社債管理会社となった個々の金融機関のマイカルからの返済額でございますけれども、個々の金融機関の取引のお話になりますので、お答えは差し控えてさせていただきますと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、各金融機関、いずれも繰り上げ返済といったような行為は行っていないというふうな聞いております。

○平岡委員 今の答弁は、ちょっともう一度、あれですけれども、債務の返済はあったのですか、なかったのですか。

○増井政府参考人 返済額については、先ほど申し上げましたように、個々についてはお答えは差し控えていただきたいと思います。ただ、今申し上げましたように、繰り上げ返済といった行為はなかったというふうな聞いておるということでございます。

○平岡委員 繰り上げ返済はなかったということ、期限どおりの返済はあったというふうな理解をします。

もう一つ、これは新聞報道なんですけれども、ことしの八月に、やはり社債管理会社となっているある銀行が、五百億円の追加融資をした際に子会社から担保の徴求をしているというふうに記事で書いてある。私も、それは本当かどうか知りませんが、これも商法の規定を見ると、担保の提供を受けた場合には損害賠償請求の責めに任じられるというふうになっているわけですね。これは、子会社から担保の徴求をしたという事実はあるのですか。

○村田副大臣 個別行の融資取引に関する答弁は、まことに申しわけありませんが、差し控えてさせていただきますというふうに思います。

ノ二の第二項では、社債管理会社が自己の債権につき社債を発行した会社より担保の供与を受けたと規定しておりますので、子会社の担保提供まで禁止しているものとは私どもは承知していないと考えております。

いづれにしても、具体的なケースにおきまして当該責任を負うか否かは、司法の場で最終的に判断をされるものというふうな考えております。

○委員長退席、奥谷委員長代理着席

○平岡委員 最終的には司法の場で決着をつけるということになるのかもしれませんが、今ずっと議論してきたように、社債管理会社が、これは今度大臣にお聞きしますから、よろしく願います。社債管理会社が要するに社債発行会社の融資機関となつていような場合には、社債を発行することによって資金調達とする一方で、それで余裕ができた分だけ、今度は融資をしている金融機関が自分たちの融資を回収するというような利益相反的なことが行われるということもあるわけですね。

さらに、今議論しましたように、子会社から担保を徴求するのだったら何の問題もありませんよ、こういうふうな形式的には法律でなっている。だけれども、考えてみると、大体、子会社が融資をしてもらうときには親会社から保証してもらうとか、あるいは今度親会社が清算するときには、子会社の株式を持っているわけですから、その子会社の株式がどれだけの価値があるものかということについて評価して、それで清算されるという非常に密接な関係にあるわけですね。

そうしたさまざまな経済実態を踏まえてこの社債制度というものを考えていかないと、本当に今のようなことを、何か知らぬけれども、ある意味では法律に直接書いていないようなことを針の穴をくぐって逃れるようなことをしていたのでは、社債権者は安心して社債なんか買えないですよ。先ほどの、私が読み上げた発行登録追補書類なんかを見ても、一体これは契約でそうなっている

ののだろうか、なっていないかもうわからない。その契約の内容というの、何か私が見ると、社債管理会社がしっかりと管理してくれそうに書いてあるのだけれども、よく見たら実際は全く何もしていない、こんな状態なわけですね。果たして、こんなので日本の社債制度というのはちゃんと機能するのでしょうか。大臣、どういうふうな思われますか。

○森山国務大臣 大変難しい、専門的なテーマでございます。今、御質問を伺いながら、大変勉強させていただいているところでございますが、御指摘の社債管理会社と社債権者との利益が相反するという問題、そういうことも考え得るかと思えますけれども、現行法においても相当に慎重な配慮がされているところでございます。現行規定の運用状況等を注意深く見守りながらその見直しの要否について検討していくべきではないかというふうな考えながら承っていたところでございます。

○平岡委員 最後にありますけれども、今回のマイカルの破綻を教訓として、社債制度についてどのように改善していったらいいか、そうした点について何かお考えがあったら法務大臣及び金融庁にお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 ただいま申し上げましたように、現行の規定におきましてもそれなりに慎重な配慮がされているというふうには思いますけれども、現行規定の運用状況等を注意深く見守りながら、その見直しをどのようにするべきか、するべきであるかないか、詳しく勉強させていただきたいというふうに思います。

○村田副大臣 私どももいたしましては、投資家が自己責任原則に基づいて投資判断を行って例えば有価証券を買っていく、こういう事態を前にいたしまして、有価証券の内容や発行会社の事業内容、それから財務内容等につきまして適正なディスクロージャーが行われていることが絶対的に必要だというふうな考えております。

従来、平成七年までは、適債基準というものは財務制限事項というもので社債を発行できる会社というものを極めて制限してきた、こういうことでございますが、平成八年からそうした適債基準等を撤廃いたしまして、社債の募集等につきましては、当事者間の取り決めにによりまして、元利払いの安全性を確保することを目的として社債の発行に財務上の特約が課される場合には、その内容、発行体に関するリスク情報や発行体が抱えている営業上の課題等について、有価証券届け出書、発行登録追補書類等に記載することとしたしましてディスクロージャーの拡充を図っているところでありますし、ことしの六月から、有価証券報告書等の開示書類の提出、縦覧の電子化を段階的に図っているところであります。一般投資家がその投資情報、企業情報等へのアクセスが容易になるように努めているところでございます。

○平岡委員 私の承知している限りにおいては、有価証券報告書についても、今は金融庁ですか、中身はちゃんと適切であるかどうかということをチェックする権限というのを当局としては持っているわけであって、今回の問題についても本当にディスクロージャーされた内容というものが適切であるかどうか、本当にそれが開示されたとおりに実行されているかどうか、そうした点もよく見て開示制度のあり方をよく検討していただきたいというふうに思います。

そして、法務省についても、本当に社債管理会社の問題、大きな問題があるかと思っております。またいざいざと問題があったのかというところをお聞きしたいと思いますので、よく勉強していただいて、この問題についてどのように対応していくかというように教えていただきたいと思います。

そこで次の、今回の法律改正に直接かかわる話ではあるんですけども、株式制度の見直しの部分について御質問したいと思います。

まず最初、新株予約権についてであります。

でも、先ほど来の議論の中に、これまでの新株引受権については例外的なものであったので、余り広がらないようにいろいろ制限的をやってきたんだというような説明がありましたけれども、これまで、ワラント債、新株引受権付社債というような形で存在はしていたけれども、新株予約権そのものの発行が認められていなかった理由というのは一体何だったんでしょうか。そして、今回の改正においてなぜそれが認められるようになったんでしょうか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、御指摘のとおり、新株引受権は単独で発行できないで社債とセットでやるという形になっております。現行法が単独発行を認めなかった理由は、結局、新株引受権は株主が権利行使価額を下回るときは無価値になるということになることから、投機性が高いというふうに考えられたことが大きな理由であるというふうに理解をしております。

それで、それではなぜ今回それをオープンにしたかということになるわけでございます。確かに、こういうようなことから単独発行を認めておりませんでしたが、新株引受権が公正な価格で発行されるならば、株式を公正な価格で発行する場合と何ら変わるものではないと見て、その価格の変動による危険は、その取得者、買い受け人が負担すべきものであるということでございまして、これを投機性が高いという理由で排除すべきではないというふうに考えられます。

これは昭和五十六年の商法改正において導入されたものでございますけれども、この当時におきましては、まだ新株引受権の公正価格の算定方法が確立していなかったということから、その単独発行が認められなかったということになるわけでございます。

近年の会計処理技術の進歩等に伴いまして新株予約権の公正価格の算定が可能となったために、その発行価額を取締役会における発行決議の決議事項として、新株予約権の行使価額とともに発行

条件をより具体的に明示して発行させることが、現行の新株引受権付社債における新株引受権のうちに、社債の附属物として扱い、その独自の価値を法定の決議事項とする規定も置かず、適切な開示規定もない現行法の規制より適切であると考えたためでございます。単独で将来どのような価値を持つかという算定方法が確立されてきたということから単独発行を認める、こういう理由によるものでございます。

〔奥谷委員長代理退席、委員長着席〕

○平岡委員 今価格設定が合理的にできるようになった、そういうお話がありましたけれども、その方法というのは一つだけで、だれが計算しても一つの価格に決まるんですか。

今回、新株予約権の発行価額とかあるいは新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額というものを新株予約権を発行するに当たっては決めなければいけないということになっておりますし、さらにこれらについて、有利発行、有利な条件で発行する場合には特別決議をしなきゃいけないというようなことがあるわけでありまして、この発行価額というのがだれが見ても公正な価格であるというものがなく、こんなことをだれも決められないし、有利発行に該当するかどうかともわからないということになるわけですが、一体、発行価額とかあるいは払い込みをすべき金額について、公正な価格というのはどのように決まるんですか。それは世の中で一つしか決まらないものなんですか。

○山崎政府参考人 御指摘の点でございますけれども、新株予約権の発行時点において払い込まれます新株予約権の発行の対価でございます。それと、新株予約権の行使時点において払い込むべき権利行使価額、この合計額が問題になるわけでございますけれども、この合計額は、権利行使期間が決められるわけですが、その期間中におきます株価の平均値、これを中心にして、それより特に低い価格で発行すれば有利発行であるというふうに考えているわけでございます。問題は、権利

行使期間中における株価の平均値ということになるわけでございます。

例えば、ちょっと時間がかかって申しわけないんですが、一つの例を申し上げますけれども、市場価格のある株式だったといたします。これにつきまして、権利行使期間中における株価の平均値につきましては、その特定の株式の株価の変動は、その株式について過去の株価の変動の仕方と同様になることが多いという経験則、これを前提にいたしまして、その株式の過去の値動きから当該株式の株価のばらつき度合いを求めるなど、統計的な手法を用いてその権利行使期間中に特定の株価になる確率を算出する、こういうやり方でございます。そして、その株価に確率を乗じたものを、これを算出して、これを全部合算をするということから平均値が求められる、こういう最近の手法でございます。

これは、やはり確率が入ってくるわけでございますので、それから、過去に値動きがあったものから推測するわけですから、これしかないということではない、幅があるものであるというふうに私も理解をしております。

○平岡委員 そうすると、今の前提でいくと、有利発行であるかどうかというのはどういうふうにして判断するんですか、幅があるものだとしたら、その幅を超えるもの、その幅がどの程度あるのか、だれがどういうふうにして判断するんですか。

○山崎政府参考人 申し上げます。

ただいま申し上げましたように、権利行使期間中における株価の平均値ということでございますが、確率でございますので、これもかなり推測も入るわけでございます。ですから、幅があるものでございます。それを一種の基準にして、それに比べて特に低いものということで、これが具体的な事案においてどのぐらいのパーセンテージかというの点はなかなか一般的には申し上げられませんが、その点は御勘弁いただきたいと思いますが、それを基準にしてやる。やはり幅があるもので基準ですから、若干低かったとかいう程度では問題

にならないということでございます。

○平岡委員 次に、ちよつとストックオプションの話に移りたいんです。

先ほどから何人かの方が既に質問されていて、重複しないように努めたいと思うんですけども、一つ、今回、ストックオプションの対象者の氏名については明らかにしなくてもいいというように形で、規制緩和といいますか、条件が緩められたわけでありまして、考えてみると、ストックオプションというのは、ある会社の業績を向上させるということのインセンティブを与えるという意味において、その業績向上との程度密接な関係にある人なのかということとやらは、株主がチェックして、そして、ああ、この人なら業績向上につながるということで自分たちは認めてもいいという判断をするというふうなことがない、何か知らぬけれどもむやみやたらに、従業員みんなとか、どこそこの子会社の役員みんなとか、そういうわけにはいかないんじゃないかというふうに思うわけですね。

そういう意味において、今回、ストックオプションの対象者について氏名を明らかにしなくてもいいというふうにしたのは、そもそものストックオプションの考え方からすると私はおかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、その点、先ほどちよつとありましたけれども、もう一度説明をお願いします。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点でございますけれども、現行法のような考え方もある、それは当然私も承知しております。ただ、これがすべてか、オールマイティの話なのかということでございますけれども、これは、一定、発行する株は株主総会ではきちつと決める、しかし、どういう状況でだれに付与するかというのは、それは経営判断の一つとしてそれにゆだねるというのも一つの考え方でございます。これもあながち否定できない考え方でございます。その選択によるわけでございます。

先ほど来いろいろ答弁させていただいておりま

すけれども、要は、新株予約権の発行、その有利発行というふうにストックオプションを位置づけるわけでございますが、もう一つの態様といたしまして、新株の発行をもってストックオプションに使うようなものもあるわけでございます。これに關しては、すべてだれに付与するというものを株主総会で決めておりませんで、今回の法案も、その新株の有利発行、これに従ったわけでございますが、枠を決めて、だれに付与するかは経営判断でやっているわけでございます。機能的には新株の発行と新株予約権の発行を同じに考えてもおかしくはないという考えによるものでございます。

○平岡委員 経営判断の一つと言われると、では何で株主総会で特別決議まで要求してやるのかという、その辺に矛盾を来してしまふんじゃないかと思うんですけども、少なくとも、この人に対してストックオプションを提供してもいいかどうかということについて言うと、ストックオプションというのは先ほど業績向上と密接に結びついたものであると言いましたけれども、その与える相手に、先ほど顧問弁護士とかコンサルタントとかという話が出ましたけれども、例えば顧問弁護士に多額の報酬を既に払っているにもかかわらず、この人にストックオプションをさらに上げなきゃいけない、本当にその合理性があるかどうか、あるいはコンサルタントについても、多額のコンサルタント料を払っておきながら、さらにストックオプションを供与する必要があるのかどうか、そうした判断をやはり株主が自分の会社として判断しなければいけない、そういうことになるんだらうと思うんですね。

そういう意味では、百歩譲って氏名を明らかにしないというふうにしても、どういう人に与えるかということについて、その人がどのような報酬を得ている、既に会社から報酬を得ているといったような会社との関係を明らかにするための情報を公開する、株主に少なくとも判断の基準となるべき情報が提供される、そういう仕組みが必要で

はないか。さらに言えば、いろいろ新聞なんかを見ますと、これで多分経営者の方々はお手盛りのストックオプションを相当やるんじゃないかというのを心配している向きもあります。

そういうことを考えると、本当にその人に対してストックオプションを提供することが会社の利益になるのかどうかといったようなことを監視するようなシステムというのを、これは株主総会が最後の決議機関ですけれども、株主総会に対してそういう意見を述べられるような、そうした組織をつくっていく必要があるんじゃないか、こういう指摘もあるわけですね。

この点に対して、法務省、どのようにお考えでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいまの御指摘の点につきましては、そもそもの有利発行をする場合に、その発行を必要とする理由、これは開示しなければなりませんので、個々のだれにということではなくて、どういう用途で使いたいとかそういう必要性は全部開示するわけでございます。その上で、株主総会の特別決議を経るわけでございます。そこで一定のチェックは働いているというふうに私も理解をいたします。

それから、もう一点につきましては、例えば役員等に渡す報酬が妥当であるかどうかとか、そういうチェックの問題を御指摘になられているんじゃないかというふうに思うわけですが、例えば、法制審議会の方でも、会社の機関として報酬委員会制度、こういうものを設けて、その中にどういう機能を持たせるかとか、そういう議論を今やっているところでございます。現在そこでどういう内容かというのをまだお話しできるところまで熟していないわけでございますが、今御指摘のような点も踏まえて、その中で一応検討をしていくというふうに考えております。

○平岡委員 スtockオプションについて言うところ、いろいろな心配をされている向きが多いということでございます。適切な利用がされるようなさまざまな制度的工夫といえますか、枠組みとい

うものをやはり用意していかなければいけないんじゃないかというふうにも思うわけですね。

先ほど、このストックオプションを適用する場合に課税処理がどのようになっていますかという質問がありましたけれども、今回は、新株予約権について言うと、有利発行のケース、あるいは無償付与のケース、そして無償付与の場合でもさまざまなケースが想定されるわけでありまして、これについての課税処理が一体どういうふうになるのかということも多くの方々が関心を持っている、心配しているということであり

ます。

本来ならば、我々は、そうした課税処理がどのようなものかということも含めた上で、今回のこの法律制度、新株予約権の有利発行とか無償付与というものが適切な制度になっているかどうかということをチェックしなければいけない立場にあるかとは思いますが、そこはさておいても、新株予約権の有利発行あるいは無償付与が行われるという今回の商法の改正に対応して、課税処理というのは、どのような考え方に基づいて税制として用意されることになるんでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

今まさに委員から御指摘ありましたところが本題でございます。今回、改正を受けまして、新株予約権につきまして単独の発行が認められる、それから有利発行が認められる、それから新株予約権そのものの譲渡も認められることとされているということで、本当に大きく変わるわけでございます。

したがって、新株予約権が発行され、また付与され、それから譲渡や行使が行える、その場合にどういう課税を行っていくかという問題がございますが、まさに今お答えできるのは、その所得の性格や内容に応じまして適正に課税する必要があり、したがって、今後、会計処理なども踏まえて検討してまいりたいということでございます。

ついでちゃんと説明して出してもらわないと、みんな困ってしまうわけですね。

そういう意味で非常に大きな不満があるんですけども、その点についてちょっと関連して質問いたしますと、例えば種類株主については、試案においては、拒否権を認めるべきでないという事項を幾つか列記しておたんですけども、今回の新法の二百二十二条の第七項では、そうした拒否権を認めるべきでない事項というのを何も規定していないという状況になっています。これはど

のような経緯で、どのような議論によって現在の法律案になったんでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに、御指摘のとおり、中間試案では列挙しておりました。中間試案ですからたたき台でございすけれども、そういうような考え方と、それから逆に、拒否権を与えるのはこの事由に限らないじゃないか、ほかだつていろいろあるはずだ、全部列挙できるのかという議論も巻き起こしました。そういうことで、この中間試案に挙げたものについて限定列挙はしないで、少数の株主の保護の観点から一般的に拒否権を認めるべきではないかということで、このような改正案になったということでございます。

これについていろいろな不都合がもしあるということであれば、これは改正案の中にございすますが、強制転換条項付株式という制度を今度設けております。定款で一応、一定の事由があつたときには強制転換をすることができるところを設けておりますので、そういうところではいろいろ問題が生ずる場合には、会社側としては強制転換の事由に当たれることを定めておけば、それに当たれば通常の株式にするというところで混乱を避けることもできるという制度を設けておりますので、これで通常の事態は解消できるということで、このような改正案にしたものでございます。

○平岡委員 今の説明を聞いてすぐばつと理解できるほど頭もよくないので、今度何か、どうしてそうなったのかというのをちゃんと説明した文書でも下さい。

それから、もう一つやはり試案と今回の法律案で異なっている問題の中に、株式譲渡制限会社については、数種の株式を発行する場合には、その種類株主総会で何人かの取締役を選任するという制度を提示しておつたんですけれども、今回はその点、法律案では何か消えているようにも見えます。これは、どうしてこうなったのかということについてちゃんと説明してもらえますでしょうか。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、この問題に

ついてはこの改正案の中には含まれておりません。種類株主総会の取締役の選任という点につきましては、会社の機関に関する法制度、これ一般とも密接に関連しておりますので、これは次期通常国会にあわせて改正案を提出したいということでございまして、今回取り上げなかったのは、なくしたという意味ではございませんで、次期通常国会の方で御審議をいただきたい、こういう趣旨でございす。

○平岡委員 最後になりますけれども、商法改正という非常に専門的かつ技術的な法律であるならば、少々説明をしなくてもいいんじゃないかというような気持ちで法務省の方々は持つておられるのかもしれないけれども、やはり我々は、この法案をきちつと審議していかなければならない立場でありますので、そして国民の皆さんにとつて今回の法案を提出しているのかということをやはり明らかにする意味でも、きちつとした情報開示、そしてそれに基づいた国民的な議論がちゃんとできるような、そういう仕事の進め方をしてほしいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○保利委員長 次回は、来る十一月二日金曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

第一類第三号

法務委員会議録第六号

平成十三年十月三十日

平成十三年十一月九日印刷

平成十三年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F